様式第七号注４の表中

第２条第１項第４号の６に掲げる無線設備	ＴＶ

を

第２条第	
第２条第	

に改める。

１項第４号の６に掲げる無線設備	ＴＶ
１項第４号の７に掲げる無線設備	ＷＵ

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣　原口　一博

第２の第２表中

950―956	移動	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用、移動体識別用） 一般業務用（移動体識別用）	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表９－１による。 小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表９－７による。 一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表６－２による。
956―958 Ｊ58	移動　Ｊ58Ｃ	電気通信業務用（携帯無線通信用）	

を

950―958	移動	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用、移動体識別用） 簡易無線通信業務用（移動体識別用） 一般業務用（移動体識別用）	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表９－１による。 小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表９－７による。 簡易無線通信業務用（移動体識別用）への割当ては、別表７－５による。 一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表６－２による。

に

改める。

第２の第３表中

50.4―51.4	固定 移動	簡易無線通信業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表７―５による。
	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	

を

50.4―51.4	固定 移動	簡易無線通信業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表７―６による。
	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	

に

改める。

第２の別表６―２中「953MHz」を「954.2MHz」に改める。

第２中別表７―５を別表７―６とし、同表の前に次の一表を加える。

別表７―５　移動体識別用簡易無線局の周波数表

954.2MHz

第２の別表９―１中

950MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	951MHz以上955.6MHz以下の周波数であって、951MHz及び951MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	951.1MHz以上955.5MHz以下の周波数であって、951.1MHz及び951.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	951.2MHz以上955.4MHz以下の周波数であって、951.2MHz及び951.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの

を

950MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	951MHz以上957.4MHz以下の周波数であって、951MHz及び951MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.1MHz以上957.3MHz以下の周波数であって、951.1MHz及び951.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	951.1MHz以上957.3MHz以下の周波数であって、951.1MHz及び951.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.2MHz以上957.2MHz以下の周波数であって、951.2MHz及び951.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	951.2MHz以上957.2MHz以下の周波数であって、951.2MHz及び951.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.3MHz以上957.1MHz以下の周波数であって、951.3MHz及び951.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	951.3MHz以上957.1MHz以下の周波数であって、951.3MHz及び951.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.4MHz以上957MHz以下の周波数であって、951.4MHz及び951.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が800kHzを超え１MHz以下の無線設備	951.4MHz以上957MHz以下の周波数であって、951.4MHz及び951.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの

に

改める。

第２の別表９―７中「１以外」を「２．１以外」に、「953.5MHz」を「954.8MHz」に改める。